

NR32033中止
2020年12月

検査受託中止のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記の検査項目につきまして、検査受託中止することとなりましたので
謹んでご案内申し上げます。

ご利用の先生方には大変ご迷惑をおかけすることと存じますが、何卒ご了承賜り
ますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

■受託中止項目及び最終受付日

【最終受付日】2020年12月25日(金) ご依頼分をもって受託中止

項目コード	検査項目	検査案内 掲載ページ	備考
3497	マンデル酸	P78	※受託中止理由

※令和2年7月1日より、特定化学物質障害予防規則(特化則)が一部改正され、特別有機溶剤に係る
特殊健康診断の項目のうちスチレンの暴露状況を評価するため、尿中スチレン代謝物として、尿中マンデル酸
及びフェニルグリオキシル酸とその合算値の報告へ変更となりました。

■代替項目

項目 コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存	所要 日数	実施料 判断料	検査 方法	単位
1516	尿中スチレン代謝物	尿 2.0	IJ	冷蔵	5~15	未収載	HPLC法	g/L
3333	尿中マンデル酸 エチルベンゼン							

※週末の作業日の作業終了時に採尿してください。ただし、採尿2時間前に一度排尿してください。
本検査において、分布報告はいたしません。ご了承願います。

以上

検査のご依頼に関するご不明な点やご要望等につきましては、弊社営業担当、
または学術インフォメーションまでお問い合わせ下さい。TEL:075-631-6230

尿中スチレン代謝物



特定化学物質障害予防規則(特化則)が一部改正され、令和2年7月1日より施行されることになり、特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうちスチレンの暴露状況を評価するための検査として、「尿中マンデル酸の測定」から「尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更となりました。これに伴い、尿中スチレン代謝物として、尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸とその合算値を報告となります。

生物学的許容値:0.43(g/L)以下です。(生物学的許容値とは、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。)

有機溶剤・鉛関連検査結果分布表

対象物質	測定項目	単位	分布
スチレン	尿中スチレン代謝物※1	g/L	分布報告はいたしません。

※1:測定値は、マンデル酸とフェニルグリオキシル酸の合算値です。

●検体取扱い方法

週末の作業日の作業終了時に採尿してください。ただし、採尿2時間前に一度排尿してください。

●参考文献

岸浪 菊江子, 他:臨床化学 17(3):128~135, 1988. (検査方法参考文献)

日本産業衛生学会:産衛誌 49 巻:188~196, 2007. (臨床的意義参考文献)

尿中マンデル酸 エチルベンゼン



特定化学物質障害予防規則(特化則)において、エチルベンゼンに係る健康診断項目として、その代謝物である尿中のマンデル酸の量の検査は、それを取り扱う事業場での特殊健康診断における一次健康診断項目になっています。発がん性分類から長期的暴露影響として発がんの可能性があること、また動物実験から高濃度で暴露した際に発現すると考えられる中枢神経の著しい抑制や肝機能、腎機能障害を予防する観点から、暴露評価を含めた健康リスク低減措置が必要であると考えられています。

●検体取扱い方法

週末の作業日の作業終了時に採尿してください。ただし、採尿2時間前に一度排尿してください。

●参考文献

岸浪 菊江子, 他:臨床化学 17(3):128~135, 1988. (検査方法参考文献)

日本産業衛生学会:産衛誌 43 巻:120~122, 2001. (臨床的意義参考文献)

化学物質の健康診断に関する専門委員会:化学物質の健康診断に関する専門委員会報告書 資料2:29~33, 2011. (臨床的意義参考文献)